

公益社団法人高知県看護協会 奨学金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人高知県看護協会（以下「本会」という。）が給付する奨学金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(奨学生の資格)

第2条 奨学生は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による保健師、助産師、看護師又は准看護師の免許を有する者で、次の各号に定める奨学金の種類に応じて、各号の全ての規定に該当しなければならない。

(1) 看護師養成所2年課程奨学金

- ① 看護師養成所2年課程に在籍している准看護師
- ② 高知県内の医療機関や福祉施設等に勤務し又は勤務予定の者

(2) 専門看護師教育課程奨学金

- ① 看護系大学大学院専門看護師教育課程に在籍している者
- ② 高知県内の医療機関や福祉施設等に勤務し又は勤務予定の者

(奨学金の期間、対象者および金額)

第3条 奨学金を給付する期間は、1年間とし、前条各号に定める奨学金の種類に応じた在籍者のうち、いずれも2年次に在籍する者を対象とする。

2 奨学金の給付額は、年額40万円以内の額を限度とする。

(奨学金の併用)

第4条 本会が給付する奨学金は、他の奨学金制度との併用に関して特に制限は設けない。

第2章 奨学生の決定及び交付

(募集)

第5条 奨学生の募集は、公に行うものとする。

(願書の提出)

第6条 奨学金希望者は、願書に必要書類を添えて本会に提出しなければならない。

(奨学生の決定)

第7条 本会会長は、申込期日までに到着した願書等により奨学生を決定し、奨学金希望者に通知する。

2 前項の決定にあたっては、会長は、毎年度募集要項に定められた奨学生採用数の範囲内で第2条に定められた要件を備えている者のうちから選考の上、奨学金を給付する者を決定する。

なお、その際は、別に設置する奨学金審査委員会の意見を参考としなければならない。

(奨学金の交付)

第8条 奨学金は、年額を一括交付する。

(奨学金受領書の提出)

第9条 奨学金の交付を受けた奨学生は、直ちに奨学金受領書を本会に提出しなければならない。

(奨学生の義務)

第10条 奨学生または奨学生であった者は、課程修了後の指定する期日までに修了証明書、研究レポート等を本会に提出しなければならない。

2 奨学生又は奨学生であった者は、高知県内の医療機関又は福祉施設等に勤務すること等により、高知県の看護の質向上に努めなければならない。課程修了後、本会の求めに応じて、在籍を証明する書類を本会に提出しなければならない。

(奨学生の辞退)

第11条 奨学生は奨学金の給付を辞退するときは、奨学金辞退届を本会に提出しなければならない。

(変更等の届出)

第 12 条 奨学生は、氏名又は住所等に変更があったとき又は死亡したときは、奨学生又は相続人等は、直ちに本会に届け出なければならない。

(異動の届出)

第 13 条 奨学生が、次条各号（第 7 号を除く。）のいずれかに該当する場合には、異動届を本会に提出しなければならない。

(奨学生の資格の喪失)

第 14 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学生の資格を喪失する。

- (1) 第 2 条に規定する奨学生の資格を喪失したとき
- (2) 就学の継続ができないとき
- (3) 奨学金の給付を辞退したとき
- (4) 専攻を変更したとき
- (5) 停学又は退学となったとき
- (6) 修了できなかったとき
- (7) 死亡したとき
- (8) 偽りの申請その他不正な手段によって給付を受けたとき
- (9) 反社会的勢力と何らかの関りを有することが判明したとき
- (10) その他奨学生として適当でないとき

(奨学金の返還)

第 15 条 本会は、奨学生が前条各号（第 7 号を除く。）のいずれかに該当すると認めるとき、また、奨学生であった者が、高知県内の医療機関又は福祉施設等に 1 年以上勤務していない場合は、給付した奨学金を返還させることができる。

(奨学金の返還猶予・免除)

第 16 条 本会は、前条に定めた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨学金の返還を猶予又は免除することができる。

- (1) 災害又は傷病により返還することが困難になったとき
- (2) やむを得ない事情により、返還が著しく困難になったとき

第 3 章 雑 則

(権利の帰属)

第 17 条 奨学生が提出した研究レポート等に関する一切の権利は、奨学生に帰属する。

ただし、本会が事業報告等に利用するときは使用できるものとする。

(補則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(規程の変更)

第 19 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和 3 年 1 月 9 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 3 月 13 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 9 月 10 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 5 月 13 日から施行する。